

<2021年度版>

特例退職者 医療制度のご案内

～加入前の皆様へ～

医療保険選択にあたっての
検討用資料としてお使いください。



●お問合せは下記へお願いいたします

キンビール健康保険組合（特例担当）

〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス

メールアドレス：03061_Ni@kirin.co.jp FAX：03-5343-1094

HP：https://www.kirinkenpo.or.jp/tetsuzuki/index_taishoku/tokutai/

にも掲載しています

特例退職者医療制度のご案内

はじめに	1
退職後の医療保険	3
各医療保険制度（概要）の比較	5
退職者医療制度についてのQ & A	6
加入資格	9
加入手続き	10
保険料	12
介護保険料	14
保険給付一覧	15
保健事業〔一般健診・人間ドック	17
ファミリー健康相談・スポーツ施設 他〕	
高齢受給者について	20
後期高齢者医療制度について	20

はじめに

この「特例退職者医療制度」は、市区町村の国民健康保険で実施している退職者医療制度を基本として導入したものです。在職中の方々と退職された皆様及びご家族に係る医療保険事業を、キリンビール健保組合が一体的に運営することを目的としております。ご加入いただける方は当健保組合加入事業所を退職された方で、期間は厚生年金の受給資格ができてから（下表参照）、後期高齢者医療制度の対象となられる75歳到達までです。

この制度に加入されますと、医療費などの給付（法定給付）の他にキリンビール健保組合独自の付加給付や人間ドックの内容が在職中の方と同程度になりますので、給付面では国民健康保険より充実していますが、反面、ご負担いただく保険料は、必ずしも安くありません。

この制度に加入するか、居住地の国民健康保険に加入するか、本案内記載の内容を十分ご理解のうえ、両制度を比較してお決めください。

厚生年金受給年齢一覧表（報酬比例部分が受けられる年齢のお誕生日から受給資格ができます）

生年月日		受けられる年金					
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
① 男	昭和16.4.1以前	報酬比例部分					老齢厚生年金
	昭和21.4.1以前	定額部分					老齢基礎年金
② 男	昭和16.4.2～昭和18.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	昭和21.4.2～昭和23.4.1	定額部分					老齢基礎年金
③ 男	昭和18.4.2～昭和20.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	昭和23.4.2～昭和25.4.1		定額部分				老齢基礎年金
④ 男	昭和20.4.2～昭和22.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	昭和25.4.2～昭和27.4.1			定額部分			老齢基礎年金
⑤ 男	昭和22.4.2～昭和24.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	昭和27.4.2～昭和29.4.1				定額部分		老齢基礎年金
⑥ 男	昭和24.4.2～昭和28.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	昭和29.4.2～昭和33.4.1						老齢基礎年金
⑦ 男	昭和28.4.2～昭和30.4.1		報酬比例部分				老齢厚生年金
	昭和33.4.2～昭和35.4.1						老齢基礎年金
⑧ 男	昭和30.4.2～昭和32.4.1			報酬比例部分			老齢厚生年金
	昭和35.4.2～昭和37.4.1						老齢基礎年金
⑨ 男	昭和32.4.2～昭和34.4.1				報酬比例部分		老齢厚生年金
	昭和37.4.2～昭和39.4.1						老齢基礎年金
⑩ 男	昭和34.4.2～昭和36.4.1					報酬比例	老齢厚生年金
	昭和39.4.2～昭和41.4.1						老齢基礎年金
⑪ 男	昭和36.4.2以降						老齢厚生年金
	昭和41.4.2以降						老齢基礎年金

← 60歳台前半の老齢厚生年金 →

★ご自分の厚生年金の受給資格ができる日を確認してみましょう！

歳	年	月	日
---	---	---	---

特例退職者制度加入申請書の提出期限

申請書の提出期限 : * 資格取得日から10日以内

10日を過ぎますと、申請書の届いた日が資格取得日となります。

◆注意！資格取得(予定)日から3ヶ月を過ぎてしまうと加入できません。

加入希望者は、申請に必要な書類を早めに準備し、手続きをしてください。

* 資格取得日は以下参照・・・申請書類に不備がなく期限内に提出できた場合

厚生年金受給年齢前に退職の場合

□ 厚生年金受給年齢前に退職し、キリン健保を一度離れた場合（国保など）

受給年齢の誕生日が資格取得日

□ 退職後キリン健保の任意継続に加入し、引き続き特例退職加入、または
任継加入中に受給年齢に到達した方

任意継続満了の翌日、または受給年齢到達後の任継喪失日が資格取得日

[任継喪失は保険料を納付しないことによる喪失で、納付期限日の翌日が喪失日]

⇒ **受給年齢に達する1ヶ月前位に、キリン健保へお申し出下さい。**

…… その際に必要な手続き等をご案内します。

厚生年金受給年齢で退職の場合（退職後、直ちに加入する場合）

退職日の翌日が資格取得日

退職後10日を過ぎて提出した場合⇒ 申請書が届いた日が資格取得日

注： 退職後3ヶ月を過ぎてしまうと加入できません。（再就職した場合を除く）

退職後に再就職した場合（受給年齢到達後に再就職先を退職する場合）

再就職先の退職日の翌日（再就職先の健保の喪失日）が資格取得日

⇒ **再就職先の退職1ヶ月前位にキリン健保へお申し出ください。**

…… その際に必要な手続き等をご案内します。

退職後の医療保険

会社を退職したら、どのような医療保険に加入することになるか

会社を退職すると、自動的に健康保険の被保険者の資格を失うことになります。わが国は「国民皆保険」体制をとっているため、退職後もいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。

会社を退職した後、他の会社などに再就職した場合には、新たにその会社の健康保険の被保険者になります。

しかし、再就職しなかったり、家族の被扶養者にならない場合には、①任意継続保険 ②特例退職者医療制度 ③国民健康保険のうち、条件の合ういずれかの医療保険制度を本人が選択し加入することになります。

選択のポイント

加入する制度を選択する際は、次のようなことを比較・検討することが必要です。

- ① 保険料の違い
- ② 保険給付（付加給付）の違い
- ③ 保健事業（人間ドック等）の違い
- ④ 本人・家族の健康状態

※国民健康保険の場合、保険料は収入や地域によって大きく異なります。

また 65 歳到達後は保険料が安くなる場合もあります。

地域によっては保険給付面でも有利になります。

退職時の年齢と加入できる制度

● 厚生年金受給年齢 到達【前】に退職した場合

- ・キリンビール健保組合任意継続保険（2年間）
- ・国民健康保険

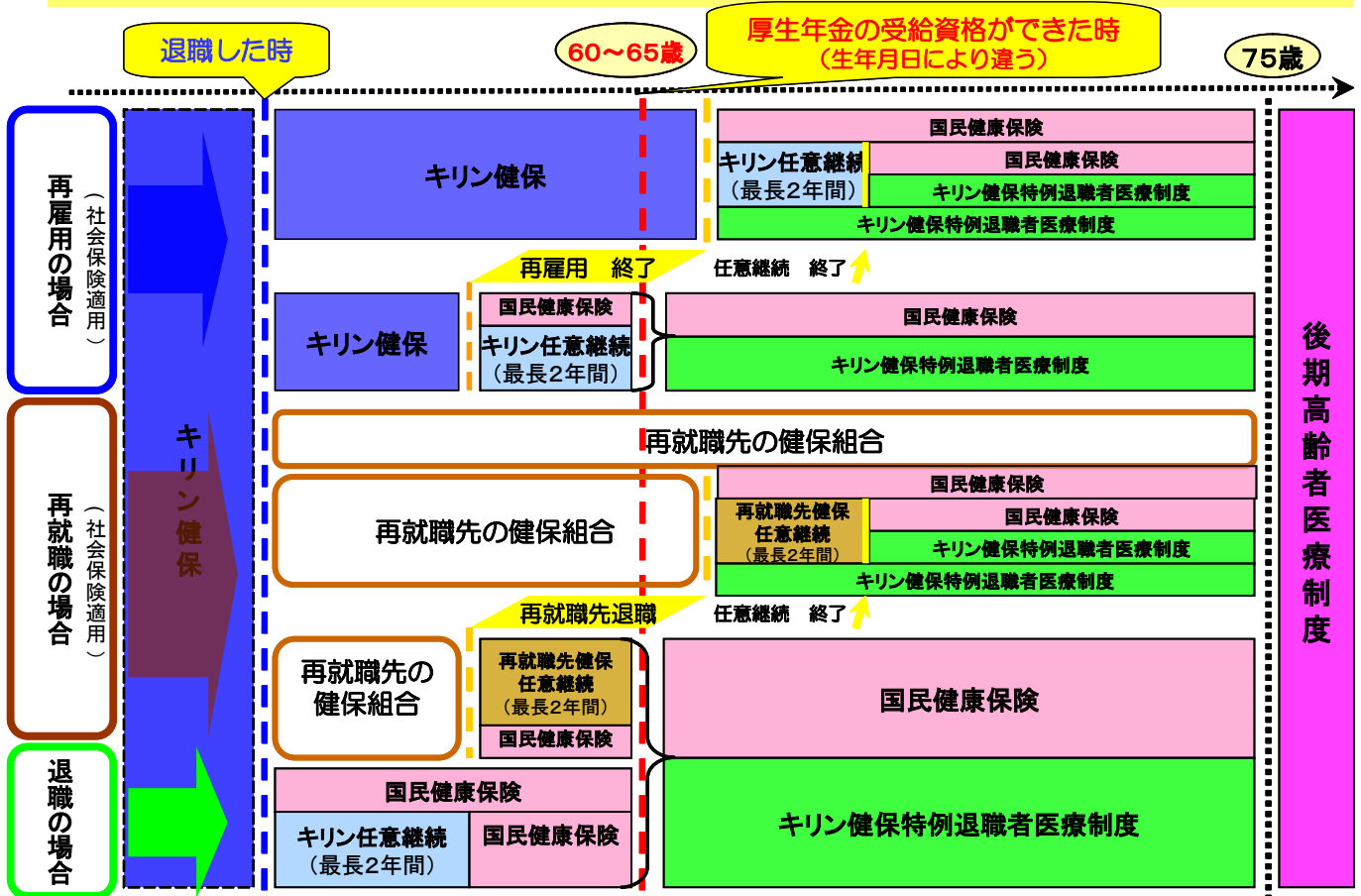
● 厚生年金受給年齢 到達【後】に退職した場合

- ・キリンビール健保組合任意継続保険（2年間）
- ・国民健康保険
- ・キリンビール健保組合特例退職者医療制度

*再就職先の保険が適用されない場合も加入できます

退職後の医療保険の流れ

退職・再就職・再雇用時の医療保険 加入例



- ◆キリン健保特例退職者医療制度の加入条件: 厚生年金の受給資格があり、キリン健保加入期間が20年以上か40歳以降10年以上ある
- ◆再雇用後・再就職後、社会保険適用外の場合は、「退職の場合」と同様の医療保険へ加入になります。

いずれの保険に加入していても、国民全員 75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度に移行します。

※後期高齢者医療制度: 居住地の市区町村で手続きします。
(詳細 21 ページ参照)

注意!

★キリン健保 特例退職者医療制度の加入資格ができた時に、
国民健康保険を選択したり、継続した場合は、
キリン健保 **特例退職者医療制度には加入できません**ので注意が必要です。
(ただし、再就職先の健康保険を脱退された場合には、加入できます。)

各医療保険制度（概要）の比較

	キリンビール健康保険組合の 一般被保険者	キリンビール健康保険組合が行う 任意継続保険	キリンビール健康保険組合が行う 特例退職者医療制度	国民健康保険
加入者資格	キリン健保に加入している 各事業所に勤務している人	<ul style="list-style-type: none"> 退職前 2 ヶ月間以上継続して、キリン健保に加入していた人 最長 2 年間引き続き加入できます。 	老齢年金を受給する人で、キリン健保の加入期間が ① 20 年以上の人 または ② 40 歳以降 10 年以上の人 ③ 2014 年 4 月の合併により、メルシャン健保よりキリン健保の被保険者になられた方は、メルシャン健保の被保険者期間を通算します。	国民健康保険の加入者
保険料個人負担	標準報酬月額×95/1000 { 被保険者負担 44/1000 (事業主負担 51/1000)	任意継続被保険者の標準報酬月額は、「本人の退職時標準報酬月額」と「当健保組合在職者の前年 9 月末時点の平均標準報酬月額」を比べていずれか低いほうに決定されます。 一般被保険者の標準報酬月額の平均(410,000 円) $\times \frac{95}{1000}$ = 38,950 円 (上限) (2021 年度月額)	特例退職被保険者の標準報酬月額は、「当健保組合の特例退職者を除く全被保険者(任意継続被保険者含む)の、前年 9 月末の平均標準報酬月額以下」で組合会で決定されます。2020 年度は 280,000 円 です。 $280,000 \text{ 円} \times \frac{95}{1000} =$ 26,600 円 (2021 年度月額)	お住まいの市区町村の国民健康保険課にお問い合わせください。
保険給付他	<ul style="list-style-type: none"> 窓口負担 本人..... 3 割 被扶養者 3 割 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口負担 一般被保険者に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口負担 一般被保険者に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口負担 本人..... 3 割 被扶養者 3 割
	70 歳以上の方は窓口負担原則 3 割、基準収入額未満の方は 2 割負担			
	<ul style="list-style-type: none"> 付加給付（代表例として一部負担還元金） 1 ヶ月同一の病院での 1 件当たりの自己負担額が 25,000 円を超えた額（100 円未満の端数は切り捨て）を支給します 保健事業 情報誌の配布、人間ドックの受診やスポーツ施設の利用等 	<ul style="list-style-type: none"> 付加給付 一般被保険者に同じ 保健事業 一般被保険者とほぼ同様 ※傷病手当金はありません 	<ul style="list-style-type: none"> 付加給付 一般被保険者に同じ 保健事業 一般被保険者とほぼ同様 ※傷病手当金はありません 	<ul style="list-style-type: none"> 付加給付 ありません 保健事業 各市町村によって内容が異なります。

退職者医療制度についてのQ & A

Q 1 国民健康保険と麒麟健保の特例退職者医療制度とでは、どちらが有利ですか？

- A どちらが有利ということは一概には言えません。
- (イ) 医療費窓口負担は同じです。
 - (ロ) 国民健康保険には付加給付がありません。
麒麟健保の特例退職者医療制度の場合、医療機関の窓口で支払った額が1件25,000円を超えた場合、超えた額が付加給付として戻ってきます。
 - (ハ) 保健事業（検診・人間ドックや施設利用など）の内容が異なります。
 - (ニ) 保険料は、国民健康保険の場合は、居住地域の算出方法や各人の所得等によって大きく異なります。額をお知りになりたい方は、市区町村担当課にお問い合わせください。麒麟健保の特例退職者医療制度の保険料については13ページをご参照ください。
 - (ホ) 国民健康保険の場合は、地方自治体の福祉施策として、65歳位から医療費の助成を受けられる地域があります。

●国民健康保険の保険料

国民健康保険の保険料は、次のようなしくみになっています。麒麟健保の任意継続保険・特例退職者医療制度とでは大きな違いがあります。

- ① 保険料は世帯単位で、所得等をベースに計算されます。（夫婦で加入の場合は、夫婦の所得がベースになります）また、国民健康保険には、被扶養者という考え方がありません。
- ② 保険料は、地域、収入、家族の状況等で異なります。
- ③ 国民健康保険の保険料は、一般に前年の所得がベースとなるため、退職月にもよりますが、通常、退職した年の翌年は高くなります。
- ④ 65歳になると、所得控除等の関係で所得が低くなり、保険料が下がる場合もあります。

Q 2 必ず麒麟健保の特例退職者医療制度に加入しなければならないのですか？

- A 必ず特例退職者医療制度に加入する必要はありませんが、わが国は「国民皆保険」体制をとっていますので、退職後もいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。どの制度に加入するかは、各制度を比較検討してご自分で選択することができます。

Q 3 加入者資格を満たしており 57 歳で退職する予定なのですが、特例退職者医療制度に加入することができますか。

A この制度に加入するには、厚生年金の受給資格を得ることが必要です。したがって、それまではキリン健保の任意継続（最長 2 年間その後国民健康保険）、もしくは退職後すぐに国民健康保険にご加入ください。キリン健保の特例退職者医療制度をご希望の場合は、厚生年金の受給資格が得られる 1 ヶ月位前に、ご自分からお申し出ください。

Q 4 75 歳以上になると、加入資格はどうなるのですか？

A 本人（被保険者）が 75 歳（65 歳以上で一定の障害認定をうけた時）になると、後期高齢者医療制度の適用を受けることになるため、特例退職被保険者の資格はなくなり、後期高齢者医療制度の被保険者となります。被扶養者の方も脱退となります。

Q 5 退職後、自営で働き続ける予定ですが、その場合でも加入することができますか。

A 他の健康保険に強制加入の場合や会社を営営する場合を除き、資格要件を満たしていれば加入することができます。

Q 6 現在、A 社に勤務しており A 社の健康保険の被保険者となっていますが、キリン健保の特例退職者医療制度に加入することはできるのですか？

A 加入の要件を満たしていても、他の健康保険の被保険者になっている間は加入できません。また A 社を退職後、キリン健保の特例退職者医療制度に加入できる要件を満たしている場合は、加入することができます。
A 社の健康保険の任意継続制度とご比較のうえご判断ください。

Q 7 私の住む町では、福祉事業の一環として 65 歳時から医療費が高齢受給者なみの扱いになっていますが、それでもキリン健保の特例退職者医療制度に加入することができますか？

A 加入することはできますが、加入してしまうと都道府県の特別医療費助成制度等を受けられなくなる地域がありますので、よくお調べになったうえでお決めください。

Q 8 妻にも年金、パート等による収入があります。被扶養者として加入できますか？

A 被扶養者の認定条件は、在職時と同じです。したがって、認定にあたっては、収入額が被扶養者として認定できる限度内であることが必要です。

Q 9 現在任意継続被保険者となっていますが、麒麟健保の特例退職者医療制度には、加入できますか？

- A 任意継続被保険者の方でも、特例退職者医療制度の加入要件を満たしていれば加入できます（9 ページの「被保険者となる資格要件」参照）。

Q 1 0 保険料は加入したときからずっと変わらないのでしょうか？

- A 特例退職被保険者の保険料は、麒麟健保の特例退職者を除く全被保険者（任意継続被保険者含む）の前年 9 月末時点の平均標準報酬月額以下であることが基準になり、組合会で決定されます。今後、特例退職被保険者の標準報酬月額は変わることがあり、保険料率が改定される可能性もありますので、特例退職被保険者の保険料は将来変わることがあるとお考えください。

Q 1 1 医療費が払い戻される場合、受け取る方法はどのようになっているのでしょうか？

- A 加入時にご登録の銀行口座にお振込みいたします。

Q 1 2 途中で自由に脱退することができますか？

- A 特例退職者医療制度に加入されますと、**加入期間満了(75 歳到達)前の中途脱退は下記要件に該当する場合以外はできません**ので、よく検討してから加入手続きを行ってください。

本人が

- ① 再就職をしたとき（再就職先の健保の被保険者となったとき）
- ② 後期高齢者制度に該当したとき
（イ）満 75 歳になったとき
（ロ）65 歳以上 75 歳未満で一定の障害認定を市区町村から受けたとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 生活保護の受給者または海外居住者となったとき
- ⑤ 納付期限までに保険料を納付しないとき

加入資格

被保険者となる資格要件

退職後、厚生年金保険の老齢年金を受け取る資格ができた方、または申請中の方で、次のどちらかに該当する方です。

- ① キリン健保における被保険者期間が 20 年以上あった方
- ② キリン健保における 40 歳以降の被保険者期間が 10 年以上あった方
- ③ 2014 年 4 月の合併により、メルシャン健保からキリン健保の被保険者になられた方は、メルシャン健保の被保険者期間を通算します。

資格の喪失

特例退職被保険者の資格は次のいずれかの事項に該当したときにその資格を失います。**下記の理由以外での脱退はできませんのでご注意ください。**

本人が

- ① 再就職をして、その会社の健康保険の被保険者となったとき
この場合に限り退職後再度加入することができます。
- ② 後期高齢者医療制度に該当となったとき
(イ) 満 75 歳になったとき
(ロ) 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害認定を市区町村から受けたとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 生活保護の受給者または海外居住者となったとき
- ⑤ 納付期限までに保険料を納付しないとき

注：本人が資格喪失すると、被扶養者も資格がなくなります。

被扶養者の認定

従来キリン健保で認定していた被扶養者の方についても、再度認定を必要とします。必要書類は「申請書の提出」(10 ページ)をご覧ください。

加入手続き

申請書の提出

加入希望者は、次の書類を提出してください。

必要な書類	扶養家族を申請する場合	扶養家族を申請しない場合
資格取得申請書	○	○
年金証書または年金裁定通知書のコピー ※1	○	○
住民票 ※2	○	○
扶養認定対象者状況届と届にしたがって該当する添付書類 ※3	○ ○	
預金口座振替依頼書	○	○

※1 現在年金を申請中の方は「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」の1ページ目をコピーしたもので可。ただし後日「年金証書」または「年金裁定通知書」のコピーを必ず提出してください。

※2 被扶養者の申請がある場合は世帯全員、続柄記載のもので、(本籍記載不要)マイナンバーの記載がないもの。被扶養者の申請がない場合は本人分のもの。(特例加入日から逆算して3ヶ月以内のもの)

※3 対象となる被扶養者について記載があるもの。

被保険者証（以下「保険証」という）の取扱い

- ◆ 申請書類が正しく提出されましたら、特例退職の保険証(カード)をお送りいたします。
- ◆ 保険証が交付されるまでの間に診療を受ける場合は医療費を立替えていただき、後日、健康保険組合に、領収書と医療機関交付の「診療報酬明細書」を添付のうえ「療養費支給申請書」を提出してください。（申請用紙は健保組合にあります）

* 在職中の保険証（カード）をお持ちの方は事業所にお返しください。

注意！

現在病院等で治療を受けている方は、保険証の記号・番号が変わります。

月の途中でも必ず医療機関の窓口に 新しい保険証を提示してください。

保険料

2021年度（2021年4月～2022年3月）特例退職被保険者の保険料

1. 標準報酬月額と健康保険料

(1) 標準報酬月額 280,000円（2020年度と同じ）

特例退職被保険者の標準報酬月額は、「当健保組合の特例退職者を除く全被保険者（任意継続被保険者含む）の、前年9月末の平均標準報酬月額以下」が基準になり、組合会で決定されます。

(2) 健康保険料 26,600円 / 月

＜標準報酬月額(280,000円) × 2020年度保険料率(1000分の95)＞
(2020年度と同じ)

なお、健康保険料率のうち(1000分の38.555)は特定保険料率となります。特定保険料率とは高齢者医療への納付金等に充てられる料率です。

2. 介護保険料

(1) 65歳未満の方 介護保険料 5,180円 / 月

65歳未満の方については介護保険の第2号被保険者に該当するため、介護保険法により、健康保険料に介護保険料を上乗せして徴収させていただきます。

＜標準報酬月額(280,000円) × 2020年度保険料率(1000分の18.5)＞
(2020年度と同じ)

*介護保険料は、毎年の介護費用等に応じて決定します。

(2) 65歳以上の方については介護保険の第1号被保険者に該当するため、介護保険料は市区町村が徴収します。年度途中で65歳になる方については、65歳到達月（誕生日の前日で65歳に到達）の前月までは当健保組合が徴収し、65歳到達月からは市区町村が徴収することになります。

(3) 被扶養者の介護保険料については上乗せして徴収していませんが、被保険者同様介護保険の第2号被保険者の扱い(健康保険と同様)になっています。被扶養者も65歳到達月からは市区町村が徴収することになります。

保険料の納付方法

特例退職者の保険料の納付は、銀行預金口座自動振替制度を利用し、以下の納付方法でお引落しさせていただきます。

保険料の納付方法は3方法あり、「**毎月納付**」か「**前納（半年分）**」、「**前納（1年分）**」のいずれかを選択していただきます。

★ただし、新規加入される場合、銀行への引落しの設定に時間がかかるため、**初回の保険料**は取得後直ちに当健保組合の指定口座に**お振り込みいただきます**。お振込み金額については担当よりご連絡いたします。

毎月納付する場合（A）

毎月27日（銀行が休日の場合は、翌営業日）に翌月分保険料を引落します。

★取得後の**最初の保険料**（資格取得月以降2ヶ月）は**お振り込みいただき**、その後は引落しされることとなります。

（例）4月1日加入の毎月払いの納付例

- ① 4、5月分保険料を振り込み
- ② 6月分からは、所定の引落日（5/27）にお届け出口座から引落しされます。以降同様、前月27日が引落日です。

まとめて前納〔半年分（B）・1年分（C）〕する場合

保険料をまとめて納付する場合は**前納割引制度**があります（年4.0%複利）。前納の単位は、年度別に（B）半年払い〔4月～9月分、10月～翌年3月分〕、または（C）1年一括払い〔4月～翌年3月分〕となります。

★取得後の**最初の保険料**は**お振り込みいただき**、その後は引落しされることとなります。（引落日は下表を参照）

（単位円）

引落日	前納月数		健康保険料	介護保険料 (64歳まで)	合計
3/12	1年払い(C)	4月～翌年3月分	312,510	60,857	373,367
3/12	半年払い(B)	4月～9月分	157,787	30,726	188,513
9/14		10月～翌年3月分	157,787	30,726	188,513
＜参考＞					
毎月払い(A)	1ヶ月分		26,600	5,180	31,780
	半年分		159,600	31,080	190,680
	1年分		319,200	62,160	381,360

注) 各回振替時に振替手数料として〔100円＋消費税〕が加算されます。

介護保険料

64歳までの方については健康保険料に介護保険料を上乗せして徴収されます。

40歳以上の方(本人・家族)が介護保険の被保険者になります。

40歳以上の方は、その住所地の市区町村が運営する介護保険の被保険者となります。介護保険の被保険者は年齢によって2種類に分けられます。

① 第1号被保険者 (65歳以上の方)

65歳以上の方を第1号被保険者といいます。

② 第2号被保険者 (40～64歳の方)

40～64歳の医療保険加入者を第2号被保険者といいます。

③ 39歳以下の方

介護保険の被保険者とはなりません

保険料の納め方

① 40歳～64歳までの方

一般保険料に介護保険料を上乗せして徴収されます。

健康保険の保険料

介護保険料

一般保険料

② 65歳以上の方

健康保険の保険料では一般保険料のみ徴収されます。

健康保険の保険料

一般保険料

介護保険料は市区町村が徴収します。(原則として年金からの天引き)

介護保険料

介護保険の適用除外

介護保険は、40歳以上の方を対象にしていますが、次の方々には適用されません。(健保組合へその旨の届出が必要になります。)

- ① 国内に住所を有しない者(海外居住者)
- ② 在留資格または在留見込期間1年未満の短期滞在の外国人
- ③ 身体障害者療護施設など、適用除外施設の入所者

保険給付一覧

一般被保険者と同等の給付を受けることができます。ただし、傷病手当金の給付はありません。

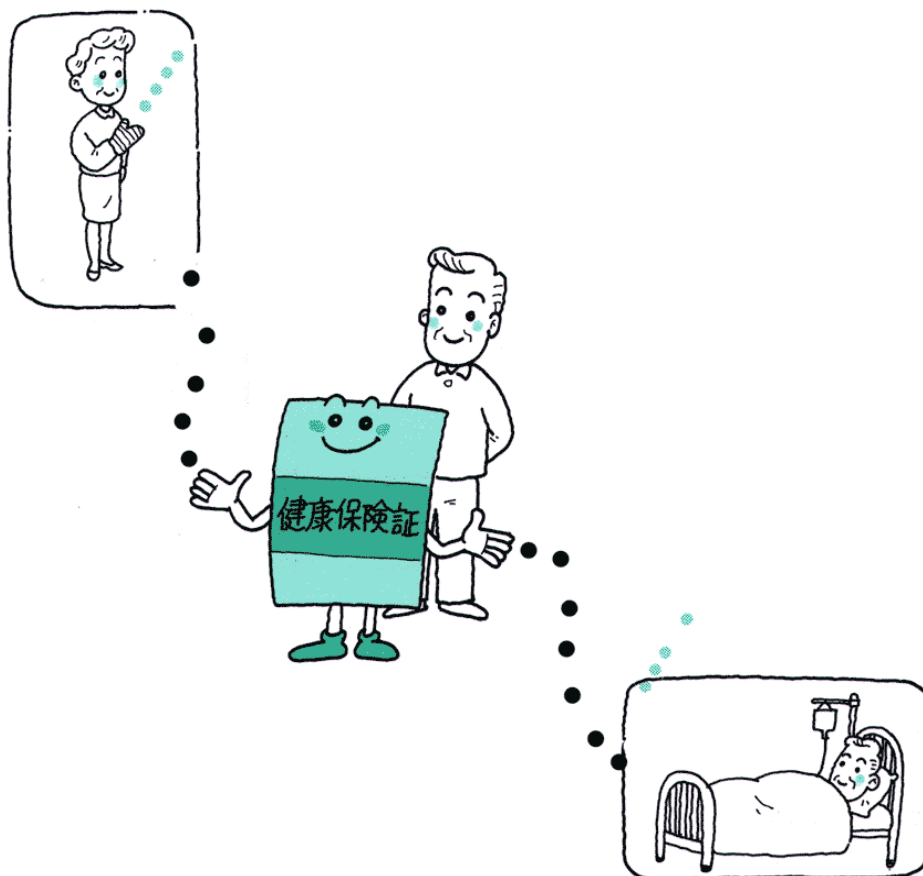
項目	内容・条件	法定給付 〔法律で決められたもの〕	付加給付 〔キリンビール健康保険組合独自のもの〕	手続き
療養の給付	・ 保険証で医者にかかったとき	・ 保険証を医療機関に提示 ・ 医療費の3割 [*] を自己負担金として窓口で支払う（入院時は食事が現物給付される。ただし、 1食460円 は自己負担）（65歳以上の医療療養病床入院時の居住費負担 1日370円 は自己負担）	＜一部負担還元金 および家族療養付加金＞ 1ヵ月、1件ごとに本人および被扶養者の医療費として自己負担した額からそれぞれ 25,000円 を控除した額を支給（100円未満は切り捨て）	手続き不要
保険外併用療養費	・ 高度な医療や特別の病室の提供等を受けたとき	・ 高度先進医療や室料差額は自己負担 ・ 一般医療と共通する基礎部分は自己負担分を除き支給	※ただし、対象となるのは保険診療及び訪問看護サービスにかかった医療費に限られます。高度先進医療の自費負担部分は払い戻しの対象外ですので、ご注意ください。	手続き不要
療養費	・ やむを得ない事情で非保険医にかかったとき ・ 保険証を提示できずに自費でかかったとき ・ コルセット、輸血の生血代等	・ いずれも健康保険組合が認めた場合は基準に従い定められた額を支給	※なお、公費の「受給者証」をお持ちの場合は、健保宛お問合せください。	「療養費支給申請書」に領収書を添付して健保組合に提出
訪問看護療養費	・ 居宅で、訪問看護ステーションの看護婦の看護を受けたとき	・ 利用料の3割 [*] は自己負担		手続き不要
高額療養費	・ 自己負担額が高額になったとき	・ 自己負担額の上限は 80,100円 + α にかかった総医療費に応じた加算額。窓口で支払った自己負担から上記金額を差引いた分が払い戻される	＜合算高額療養付加金＞ 合算高額療養費が支給される時、自己負担した額から合算高額療養費と 25,000円 を控除した額を支給（100円未満は切り捨て）	手続き不要
合算高額療養費	・ 世帯内で2人以上が自己負担額各 21,000円以上になった場合で、合計が右条件を満たしたとき			※ただし、公費の「受給者証」をお持ちの場合は、健保宛お問合せください。

移送費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動困難な場合で医師の指示による一時的・緊急的に移送されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健保組合が必要と認めた場合 ・ 定められた額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	「移送費請求書」に領収書を添付して提出
出産育児一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが生まれた時 (被保険者および被扶養者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一児につき 420,000 円 (「産科医療補償制度」未加入機関では 390,000 円) を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一児につき 30,000 円 ・ 被扶養者が出産したときは 15,000 円 を支給 	「出産育児一時金請求書」に医師または助産婦の証明を受けて健保組合に提出
埋葬料(費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人または被扶養者が死亡したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の死亡の場合は 50,000 円 を支給 ・ 被扶養者が死亡した場合も 50,000 円 を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の死亡の場合は 50,000 円 を支給 ・ 被扶養者が死亡した場合は 25,000 円 を支給 	「埋葬料請求書」に「死亡診断書」等、死亡を証明する書類を添付して健保組合に提出

* 70歳以上の方は3割 (ただし、基準収入額未満の方は2割)
(高齢受給者証を発行 P.21 参照)

※ 2007年4月の法改正で、70歳未満の方が入院等した場合の高額療養費の支払の特例ができました。「健康保険限度額認定申請書」を提出していただくことにより、窓口での支払いは自己負担限度額 約81,000円となります。
また、2012年4月より、入院に加え外来療養(医療機関または調剤薬局)も対象となりました。ただし、柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術は対象外です。

※ 法定給付は健康保険法が改正されたとき、付加給付は健保組合の財政状況等により組合会の議決を経て変更されることがあります。



保健事業

- 病気の予防・早期発見・早期治療をしていただくために実施しています。
定期的に健康診断を受診しご自分の健康をチェックされますようお願いいたします。

問合せ窓口は「㈱イーウェル」になります。

〔電話0570-057091 9:30~17:30〕

詳細については、キリンビール健康保険組合ホームページ内の
「人間ドック・健康診断」のご案内をご覧ください。

<https://www.kirinkenpo.or.jp/hoken/dock/>

毎年3月下旬にご案内冊子をお送りいたします。

一般健診（基本検査は無料）

1. 対象者 …………… 被保険者および35歳以上の被扶養者
2. 検査項目 …………… 問診、計測、血圧測定、検尿、血液一般、血液生化学、心電図、胸部X線撮影、便潜血検査
3. 費用負担 …………… 無料（全額キリンビール健保組合が負担します）

※オプション検査（胃部X線検査、胃管内視鏡、前立腺がん検査、骨密度検査、腹部エコー）は30%自己負担（10円未満四捨五入）です。女性がん検診（マンモグラフィまたは乳房エコー、子宮頸部細胞診）は無料です。

※50歳以上の方については、オプション検査として脳検査と頸動脈エコーを受診された場合、脳検査と頸動脈エコー各金額の50%（10円未満四捨五入。ただし、健保補助上限は脳検査と頸動脈エコー合わせて30,000円まで）の自己負担で受診できます。

日帰り人間ドック

1. 対象者 …………… 被保険者および35歳以上の被扶養者
2. 費用負担 …………… 30%自己負担（10円未満四捨五入）です。
健診料金は健診機関によって異なります。扶養ご家族の節目健診（40歳、50歳、60歳）は無料で受診できます。（2022年3月31日までに上記年齢に到達する方）

※オプション検査（胃管内視鏡への切り替え、前立腺がん検査、骨密度検査、腹部エコー）は30%自己負担（10円未満四捨五入）です。女性がん検診（マンモグラフィまたは乳房エコー、子宮頸部細胞診）は無料です。

※50歳以上の方については、オプション検査として脳検査と頸動脈エコーを受診された場合、脳検査と頸動脈エコー各金額の50%（10円未満四捨五入。ただし、健保補助上限は脳検査と頸動脈エコー合わせて30,000円まで）の自己負担で受診できます。

単独がん（女性がん）検診

- 乳がんと子宮頸がん検診を実施しています。

1. 対象者 …………… 18~34歳の被扶養者
※ 35歳以上の方は、一般健診または人間ドックのオプションとしてご受診ください。
2. 検査項目 …………… 乳房検査（マンモグラフィまたは乳房エコー）、子宮頸部細胞診
3. 費用負担 …………… 無料（全額キリンビール健保組合が負担します）
※ 子宮頸部細胞診検査の「自己採取」は検査結果の精度が低いことから「医師採取」をお勧めしています。

ファミリー健康相談

- ご家族の健康や介護に関するご相談が電話で受けられます。
(個人のプライバシーは絶対に守られますので、ご安心ください。)

1. 相談内容 ……自分と家族の健康、また介護についての不安、心配等の相談
2. 対象者 ……被保険者と被扶養者
3. 相談日時 ……24時間サービス (年中無休)
4. 相談先 ……0120-911079 (フリーダイヤル)
*携帯電話・PHSからでもご利用できます。



歯科健診

- 定期的に歯科健診を受けて歯の病気を予防しましょう。健康な歯は、健康的な生活の基本です。

1. 対象者 ……被保険者と被扶養者
2. 受診期間 ……4月～3月までの期間中に1回
3. 受診場所 ……「歯科健診センター」が契約している歯科医院
4. 健診内容 ……所要時間15分
①虫歯・歯周病・歯垢、歯石のチェック
②歯並びと噛み合わせのチェック③その他お口に関わるご相談
5. 費用 ……上記健診内容について無料 (二次健診・診察治療には費用が発生します。)
6. 申込方法

直接「歯科健診センター」へお申込みください。

下記アドレスからの申込となります。下記アドレスで歯科医院の検索も行えます。

- ・WEBサイト <https://ee-kenshin.com/> 「一般歯科健診」
- ・携帯サイト(スマートフォンなど) <https://www.ee-kenshin.com/sp/>
「健康保険組合加入の方」 → 「一般歯科健診」

7. 問い合わせ先

歯科医院を知りたい場合やお申込方法は歯科健診センターへお問い合わせください。

歯科健診センターホームページお問い合わせフォーム

または、Eメール: info@ee-kenshin.com

歯科健診センター 03-5210-5603 (9:00~18:00)

契約スポーツ施設

利用できる人の範囲	①被保険者 ②被扶養者
施設名	コナミスポーツ・ルネサンス
利用料金	個人負担額 1回ご利用金額(税込) ※月間利用回数上限 お一人 1ヶ月6回まで ※1ヶ月のご利用が7回以上の方は、月会員でのご利用を推奨します。 ■コナミスポーツ 880円～1,100円(利用料880円～2,860円のうち1,100円を超える額を健保が補助) ■ルネサンス 1,100円(利用料1,980円のうち880円を健保が補助)
利用申込	詳細は健保HP(https://www.kirinkenpo.or.jp/hoken/hokenetc/sports/)をご覧ください。ご利用に際しては、法人会員証の登録が必要です。登録方法はご利用施設にお問合せください。



保養所のご利用は終了いたしました。

高齢受給者について

(70歳到達月の翌月1日～75歳誕生日の前日まで)

満70歳到達月の翌月1日から「高齢受給者」という区分になり、75歳の誕生日からは、「後期高齢者医療制度」が適用されます。

「後期高齢者医療制度」が適用されるまでの間の「高齢受給者」については、健保組合が給付を行います。

当組合の高齢受給者の医療費窓口負担額は3割です。ただし、基準収入額未満の方は2割となります。

★70歳の誕生日月の中頃に健保より「健康保険高齢受給者証」をお送りします。

受診の際は、病院窓口で当健保組合発行の「健康保険高齢受給者証」を
保険証（カード）とともに提示していただきます。

後期高齢者医療制度について

(75歳誕生日以降～)

75歳以上の高齢者は全員、および65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定された方が加入します。

後期高齢者医療制度では一人ひとりが被保険者となるため、健康保険の被扶養者だった人も被保険者となります。

75歳になると自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となります。お住まいの市区町村からのご連絡をお待ちください。

なお、65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定された人の場合、老人保健の認定を受けていた人は後期高齢者医療制度の被保険者となりますが、申請により、現在加入している医療保険を継続することもできます。

被保険者になるのは75歳になったとき（75歳の誕生日）から、また65歳以上75歳未満の人が一定の障害があると認定されたときは認定された日からです。

- * 保険料は各都道府県の広域連合が決定します。年金の他に事業所得など別の所得があれば、それも合算した総所得をもとに全体的な負担能力に応じて決定されます。
- * 被扶養者だった方については、保険料の軽減措置があります。

**◆後期高齢者制度が適用された場合は、当組合発行の「保険証（カード）」
「高齢受給者証」等をご返却いただきます。**

【75歳の誕生日の前月に、当健保よりご案内をお送りします】